

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規則

○県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(住宅課) 一

ページ

## 規則

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月三十日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第七十八号

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅条例施行規則(平成九年宮城県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の三中「。以下「令」という。」を削る。

第十二条第一項第一号中、令第一条第三号に規定する収入に所得税法昭和四十年法律第三十三号(昭和二十八年法律第三十三号)第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額その他知事が別に定める所得の金額に同法に「を十二で除して得た額を加えた収入」を「の金額を加えた額」に、「七万二千八百円」を「知事が別に定める額」に改め、同項第二号中「月額」を「年額」に改め、同項第三号中「の十二分の一」を削り、同条第四項中「当該入居者の収入の額(条例第十五条第一項第二号又は第三号に該当する者にあつては第一項第二号又は第三号に規定する控除を行った後の額、条例第十五条第一項第四号に該当する者にあつては第一項第二号又は第三号の規定に準じて知事が定める額を控除した後の額)に十分の一を乗じて得た」を「知事が別に定める」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

3 知事は、災害その他やむを得ない事情により特に必要と認める場合は、前二項の規定にかかわらず、家賃の減免を入居者の申請を待たずに行つことができる。

### 附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十三条に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。